

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

**1 開 会**

○青木課長

それでは、只今から、令和6年度第1回久喜市介護保険運営協議会を開会いたします。初めに会議についてご説明をさせていただきます。本運営協議会は久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと定められております。

現在の出席委員は19人で定数20人の過半数に達しておりますことから、本運営協議会は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、西川委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。

また、現在の傍聴人ですけれども傍聴人はおりません。

続きまして、次第の2にございます会長、副会長の選出に入りたいと思います。

久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されるまでの間、梅田市長に仮議長をお願いいたします。

それでは市長、よろしく願いいたします。

**2 会長及び副会長の選出について**

○仮議長（梅田市長）

それでは会長、副会長を選出するまでの間、暫時、議長を務めて参りますので、どうぞよろしく申し上げます。

次第に基づきまして、会長及び副会長の選出に移ります。

会長及び副会長につきましては、久喜市介護保険条例第14条第3項の規定により、それぞれ1人置くこととし、委員の互選によりこれを定めることになっています。

はじめに、会長の選出について、どなたか推薦、或いはご意見などありますでしょうか。

宮澤委員さんをお願いします。

○宮澤委員

私の方から会長を推薦させていただきたいと思います。

会長は若林委員さんを推薦したいと思います。

先ほどご本人からお話がありました通り、長年埼玉県職員としてお勤めになり、また現在も、ものづくり大学の参与として、ご活躍されているということでございます。

したがって、この協議会をまとめていく知識と経験が豊富かと思っておりますので、若林委員さんが会長には適任と考えております。

○仮議長（梅田市長）

ただいま宮澤委員さんから、会長に若林委員さんを推薦するというご意見がありました。他にございますか。

それでは他にないようですので、会長は若林委員さんをお願いするという事で皆様よろしいでしょうか。

（拍手）

ただいま、満場の拍手がございました。

改めて若林委員さんお受けいただけますでしょうか。

○若林委員

はい。よろしくお願いたします。

○仮議長（梅田市長）

ありがとうございます。

続きまして、副会長の選出についてであります。どなたか推薦、或いはご意見などがあつたらお伺いしたいと存じます。いかがでしょう。

車塚委員をお願いします。

○車塚委員

私は副会長に宮澤委員さんを推薦させていただきたいと思います。

宮澤さんは当介護運営協議会の委員としても実績がございますし、国民健康保険運営協議会の会長をなさっている。

介護保険、国民健康保険と両保険に造詣が大変深く、副会長に適任かと思いますので、推薦させていただきたいと思えます。

○仮議長（梅田市長）

ただいま車塚委員さんから、副会長に宮澤委員さんを推薦とのご意見がございました。

他にご意見はございますでしょうか。

改めてないようですので、副会長を宮澤委員さんをお願いするということで皆様よろしいでしょうか。

（拍手）

では、改めて宮澤委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。

○宮澤委員

はい。

○仮議長（梅田市長）

ありがとうございます。

皆様の協力によりまして、無事、会長及び副会長を選出することができました。大変ありがとうございました。

会長、副会長が選出されましたので、これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。

○青木課長

ありがとうございました。

大変申し訳ありませんが、梅田市長は公務のためここで退席させていただきたいと存じます。

（市長退席）

恐れ入りますが、会長、副会長と議事進行に係る打合せをさせていただきたいと存じます。

少々お時間をいただければと思います。

それでは、若林会長並びに、宮澤副会長にご挨拶を賜りたいと思えます。初めに若林会長、よ

ろしくお願いいたします。

### 3 あいさつ

○若林会長

《会長挨拶》

○青木課長

ありがとうございました。

続きまして、宮澤副会長、よろしくお願いいたします。

○宮澤副会長

《副会長挨拶》

○青木課長

ありがとうございました。

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

- ・福祉部長の戸ヶ崎と申します。
- ・福祉部副部長の河内と申します。
- ・高齢者福祉課長の渡部と申します。
- ・高齢者福祉課高齢者福祉係板橋と申します。
- ・同じく課長補佐兼地域包括支援係長の加納と申します。
- ・介護保険課長をしております青木と申します。
- ・同じく主幹の門井と申します。
- ・同じく課長補佐兼介護認定係長の田村でございます。
- ・同じく介護管理係長の岸と申します。
- ・同じく保険料・給付係長の佐藤でございます。
- ・同じく介護管理係の藤井と申します。

○青木課長

次に本市で委託をしております地域包括支援センターのご紹介をさせていただきます。

・鷺宮地域包括支援センター管理者の和島でございます。

以上の職員で、運営して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

《事務局から資料の過不足の確認》

それでは、これより、次第の4に移ります。

久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり、議題について進行をお願いしたいと存じます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

#### 4 議題

##### (1) 介護保険運営協議会の運営について

○議長（若林会長）

皆様方のご協力をお願い申し上げまして、議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の4、議題に移りたいと思います。本日の議題でございますが、承認事項が3件、報告事項が2件でございます。

まず、議題の(1)「介護保険運営協議会の運営について」でございます。こちらは承認事項となります。それでは事務局から説明のほどよろしくお願いいたします。

○田村補佐

それでは、「介護保険運営協議会の運営について」をご説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。お手元に資料として配付させていただきました資料1-1、「介護保険運営協議会の概要について」をご覧くださいと存じます。久喜市介護保険条例の抜粋でございます。

《資料1-1に基づき説明》

以上、本協議会の概要についてご説明させていただきました。

続きまして、資料1-2、「介護保険運営協議会の運営について」をご覧くださいと存じ

ます。

委員の皆様にお諮りしたいことが5点ほどございますので、順次ご説明申し上げます。

《資料1－2に基づき説明》

以上5点につきまして、ご承認をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（若林会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から、介護保険運営協議会の運営について5点ほどご説明がございましたが、何か疑問点、或いはご意見等はございますでしょうか。

ないようでございますので、すべて承認をするということで、皆様よろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。

それでは異議なしと認めます。よって、そのように決定をさせていただきます。

それでは、会議録の署名委員でございますが、先ほど、協議会ごとに出席者の名簿順にお願いすることということで、ご説明をいただきましてご承認が得られましたことから、本日の会議録の署名委員を坂本仁志委員さんと武井千春委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《坂本委員、武井委員了承》

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいいたします。

議題の（1）につきましては以上で終了させていただきます。

## （2）令和6年度介護保険特別会計予算の概要について

○議長（若林会長）

続きまして、議題の（2）「令和6年度介護保険特別会計予算の概要について」に移りたいと思います。こちらについて、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤係長

それでは令和6年度介護保険特別会計予算の概要につきましてご説明させていただきます。A

3の資料2をご覧くださいと思います。着座にて失礼いたします。

《資料2に基づき説明》

簡単でございますが以上が令和6年度介護保険特別会計の主な予算額及び概要の説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（若林会長）

ありがとうございました。

ただいま、「令和6年度介護保険特別会計予算の概要について」の説明がございましたが、皆様何かご質問等はございますでしょうか。ご質問のある方につきましては挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、特にご意見等もないようですので、議題の（2）につきましては以上となります。

### （3）久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について

○議長（若林会長）

続きまして、議題の（3）「久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について」に移りたいと思います。事務局から説明のほうお願いたします。

○門井主幹

議題（3）「久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について」をご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料は事前にお送りいたしました資料3と、本日配布をさせていただきました久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画でございます。

《資料3及び久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき説明》

なお、委員の皆様には、来年度以降、主に令和8年度になりますが、令和9年度から令和11年度を計画期間とする次期計画、久喜市高齢者福祉計画第10期介護保険事業計画の策定について、ご審議をいただく予定でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要についての説明は以上でございます。

○議長（若林会長）

ありがとうございました。

ただいま久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要についての説明がございましたが、何か皆さん、ご質問等ございますでしょうか。ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。

武井委員様、お願いいたします。

○武井委員

武井でございます。数字の見方についてちょっと教えていただきたいのですが、資料3の4ページから5ページの高齢者の割合のところなのですが、久喜市の場合、全国や埼玉県と比べて高齢化の割合は高いと。前期高齢者の割合についても久喜市は全国平均約44に対して47ですから高めに来ているのですが、一方で⑦のところの認定率を見ますとかなり有意に低いですよ。全国19.3%で久喜は15.3%なのですが、この数字の見方、判断の仕方というのは、良い方悪い方なのか、変な言い方をしますけれども、例えば良い方では久喜市では高齢化率は高いけれども、同じ基準に従って認定をしてみると、全国や埼玉県よりも認定率が低い。これは、久喜市の高齢者は割と健康な方が全国や埼玉県に比べて多いと見るべきなのか、或いはその内訳といたしましうか高齢者の方の状態にそう大きな差異はないけれども、久喜市の認定はやや厳しめにしてから認定率が低いと見るべきなのか、どのように判断すれば良いかちょっと教えていただきたいと思ひまして質問いたしました。

○議長（若林会長）

ありがとうございます。

それでは事務局の方で説明をお願いいたします。

○門井主幹

ご質問ですけれども先ほどご説明した通り、1つには全国、県の平均と比べまして、あくまで割合ではございますけれども、久喜市の高齢者の割合として前期高齢者が多い、比較的若い方が多いということで、久喜市には若くて元気な方が多いだろうと。

また、市の事業もいろいろとやっておりますけれども、自主的に各地域で毎朝ラジオ体操をやっているなど、各々で健康管理に気を配っている方が多いという部分が1つ。



したがって、元気な方が多いため、高齢化率は高いけれども認定率が低いということがあると思います。

ただ一方で、最初の自己紹介のときに民生委員の伊藤委員さんがおっしゃいましたが、本来であれば認定を受けるべきなのに、なかなか周りにサポートをしている方がいらっしゃらないですとか、そういった理由で認定を受けられない方もいるのではというのは、市の方としても考えているところでございます。以上でございます。

○議長（若林会長）

いかがでしょうか。

○武井委員

大体理解できました。後者の認定に関する手続きの遅れもしくは申請そのものがなかなかうまく上がってきてない可能性もまだあるというお話で、その辺については今後、実態がどうかをもう少ししっかりと見ていこうというような、何かプランなりご予定というのはありますでしょうか。

○議長（若林会長）

事務局の方でいかがでしょうか。

○青木課長

本来であれば、認定を受けた方が良いような高齢者の方に対する支援というところなのですが、今までも行ってはいるのですが、地域包括支援センターというのが高齢者の相談の窓口になっております。ですので、こちらの地域包括支援センターの周知というのを今後も続けていき、市民の皆様の認知度を高めていくことが必要になるのかなと思います。

あとは、民生委員さんや区長さんといった、地域の実情を知っていらっしゃる方などにも、自分の担当している地区等で、「ちょっとこの方、介護が必要なんじゃないか」というような方がいらっしゃれば、その情報をこちらにいただきまして、必要に応じてこちらからご本人と連絡をとったりですとか、そういったことで、少しずつ介護が必要な方を探していく。そのようなことをやっていけたらなというふうに考えております。

○議長（若林会長）

武井委員さん、どうでしょうか。よろしいですか。

○武井委員

はい。ありがとうございました。

○若林委員

どうもありがとうございました。

それでは、他にどなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見等もないようでございますので、議題の3につきましては以上となります。

#### (4) 地域密着型サービス事業所の新規指定について

○議長（若林会長）

続きまして、議題の（4）「地域密着型サービスの新規指定について」に移りたいと思います。こちらは承認事項でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○岸係長

それでは議題の（4）「地域密着型サービス事業所の新規指定について」をご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

当市では、地域密着型サービスの指定に関するということのを、介護保険運営協議会の所掌事務としておりますことから、この場をお借りして審議をお願いするということになっております。お手元の資料4をご覧ください。

《資料4に基づき説明》

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（若林会長）

ありがとうございました。

ただいま、地域密着型サービスの新規指定についての説明がございましたが、何かご質問等がございますでしょうか。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

他にご意見もないようでございますので、デイサービスウィング翔の事業所の新規指定につきましては、本協議会としまして、承認するというところでよろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

それでは承認といたします。

#### (5) 地域密着型サービス指定候補事業者の選定について

続きまして、議題の(5)「地域密着型サービス指定候補事業者の選定について」に移りたいと思います。こちらは承認事項でございます。まず事務局から説明をお願いいたします。

○岸係長

引き続き、着座にて失礼いたします。議題の(5)「地域密着型サービス指定候補事業者の選定について」ということをご説明させていただきます。

これも先ほどの議題と同様、地域密着型サービスに関することですので、この協議会でご審議をお願いするという内容になっております。お手元の資料5をご覧ください。

《資料5に基づき説明》

こちらの議題、説明については以上でございます。

○議長（若林会長）

ありがとうございます。

ただいま、地域密着型サービス指定候補事業者の選定についての説明がございましたが、皆様何かご質問等がございますでしょうか。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

他にご意見等もないようでございますので、撫でし子株式会社につきまして指定候補事業者とすることについて、本協議会としましては承認するというところでよろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。

それでは、承認といたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題が終了となりました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○青木課長

会長どうもありがとうございました。

以上で本日予定していた議題が終了いたしました。

次第の5といたしましてその他がございますが、事務局として何かございますでしょうか。

○岸係長

はい。1点、ご連絡させていただきます。

第2回介護保険運営協議会なのですが、現在のところ、10月25日金曜日を予定しております。時間は今回と同じ、13時15分からを予定しております。場所の方が、今のところ鷺宮の行政センターを予定しております。

また、正式に決まりましたら、改めて開催通知を发出させていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。以上です。

○青木課長

それでは閉会にあたりまして、宮澤副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

宮澤副会長、よろしくお願いいたします。

○宮澤副会長

《副会長挨拶》

○青木課長

ありがとうございました。

委員の皆様には公私ご多忙中の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 6年 7月31日

議長.....若林 輝夫.....

議事録署名人.....坂本 仁志.....

議事録署名人.....武井 千春.....

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。